

鹿屋市「稼ぐ力」応援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市での創業及び新事業展開を促進するため、購入型又は寄附型によるクラウドファンディングを活用して資金調達を行う事業者等に対し、予算の範囲内において鹿屋市「稼ぐ力」応援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することを目的とし、その交付については、鹿屋市補助金等交付規則（平成18年鹿屋市規則第73号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) クラウドファンディング インターネットを通じて不特定多数の者から資金を集める資金調達手段のことをいう。
- (2) クラウドファンディング仲介事業者 クラウドファンディングのためのウェブサイトの運営及びサービスを提供する事業者で、一般社団法人日本クラウドファンディング協会の会員である者をいう。
- (3) プロジェクト 購入型又は寄附型のクラウドファンディングにより調達する資金で実施する事業をいう。
- (4) 事業者等 プロジェクトを実施する個人、町内会、市民団体又は法人をいう。
- (5) クラウドファンディング利用手数料 事業者等がクラウドファンディング仲介業者に支払うクラウドファンディングの利用手数料をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 本市に住所又は主たる事務所を有する事業者等であること。
- (2) 市税等の滞納がないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が実施するプロジェクトで、次に掲げるものとする。

- (1) 創業に関するプロジェクト

- (2) 新製品、新商品又は新サービスの企画、開発及び販路開拓を行うプロジェクト
- (3) 本市の地域資源の活用及びブランド価値の向上に資するプロジェクト
- (4) 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う課題解決に資するプロジェクト
- (5) 地域の発展及び活性化に資するプロジェクト
- (6) その他市長が認めるプロジェクト

2 前項の規定にかかわらず、クラウドファンディングによる資金調達が不成立となったプロジェクトは対象としない。

(補助対象経費及び補助金額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が資金調達成立時に支払うクラウドファンディング利用手数料のうち、当該年度の2月末日までに支払ったクラウドファンディング利用手数料（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

2 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とし、1プロジェクト当たり20万円を上限とする。

3 補助金の額を算定する場合において、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、補助金の交付は1補助対象者当たり年1回を限度とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、クラウドファンディングによる資金調達を開始する日までに規則第4条の補助金等交付申請書（規則別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 鹿屋市「稼ぐ力」応援事業補助金事業計画書（別記第1号様式）
- (2) 収支予算書（規則別記第2号様式）
- (3) クラウドファンディング仲介事業者の審査承認が確認できる資料（契約書、審査承認のメール等）の写し
- (4) クラウドファンディング利用手数料の率及び金額が確認できる資料の写し
- (5) 法人の場合、市内に所在又は主たる事務所を有することの証明書の写し

(6) 市税等の滞納がないことを証明する書類

(7) その他市長が必要と認める書類

(事業の中止又は廃止)

第7条 補助事業者は、補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに鹿屋市「稼ぐ力」応援事業補助金プロジェクト中止（廃止）届（別記第2号様式）を市長に提出しなければならない。

(着手報告)

第8条 補助事業者は、クラウドファンディングによる資金調達が成立したときは、速やかにプロジェクトに着手し、鹿屋市「稼ぐ力」応援事業補助金プロジェクト着手報告書（別記第3号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、補助事業者が速やかに前項のプロジェクトを開始しないときは、事業の決定を取り消すことがある。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、クラウドファンディングによる資金調達成立時にクラウドファンディング利用手数料を支払ったときは、その日から起算して10日以内又は補助金の交付決定を受けた年度の3月10日のいずれか早い日までに、規則第14条の事業実績報告書（規則別記第10号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 鹿屋市「稼ぐ力」応援事業補助金事業実績書（別記第4号様式）

(2) 収支精算書（規則別記第2号様式）

(3) クラウドファンディング仲介事業者が運営するウェブサイトの掲載ページを印刷したもの

(4) クラウドファンディング利用手数料を支払ったことを証明する領収証等の書類

(5) 補助金の交付申請時に創業予定だった者については、履歴事項全部証明書及び定款の写し又は開業届出の写し

(6) その他市長が必要と認める書類

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

別記

第1号様式（第6条関係）

鹿屋市「稼ぐ力」応援事業補助金事業計画書

1 個人、団体等の概要

団体等の名称	
代表者役職・氏名	
住所又は 事業所所在地	
連絡先	電 話
	F A X
	E-mail

2 事業計画

プロジェクト名称	
プロジェクトの種類	
クラウドファンディング (CF)の種類	購入型 ・ 寄附型
CFの募集方式	ALL-IN ・ ALL or Nothing
CF仲介事業者名	
資金調達期間	年 月 日 ～ 年 月 日 (日間)
CF仲介事業者を支払う 資金調達成立時の手数料率	%
CF仲介事業者を支払う 手数料額 (予定)	円
プロジェクト事業費	円
CF支援目標額	円
プロジェクトの概要 (目的・内容・スケジュー ール等)	

第2号様式（第7条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

住 所

氏 名

〔法人にあつては名称及び〕
〔代表者の氏名〕

鹿屋市「稼ぐ力」応援事業補助金中止（廃止）届

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあつた鹿屋市「稼ぐ力」応援事業補助金について、下記のとおり中止（廃止）したいので、鹿屋市「稼ぐ力」応援事業補助金交付要綱第7条の規定により届け出ます。

記

1 中止（廃止）の理由

2 中止（廃止）の期間

第3号様式（第8条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

住 所

氏 名

〔法人にあつては名称及び〕
〔代表者の氏名〕

鹿屋市「稼ぐ力」応援事業補助金プロジェクト着手報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあつた鹿屋市「稼ぐ力」応援事業補助金について、プロジェクトに着手したので、下記のとおり鹿屋市「稼ぐ力」応援事業補助金交付要綱第8条の規定により報告します。

記

1 プロジェクトの名称

2 プロジェクト着手日

3 添付書類

プロジェクトに着手したことが確認できる資料

第4号様式（第9条関係）

鹿屋市「稼ぐ力」応援事業補助金事業実績書

プロジェクト名称			
プロジェクトの種類			
クラウドファンディング（CF）の種類	購入型	・	寄附型
CFの募集方式	ALL-IN	・	ALL or Nothing
CF仲介事業者名			
CF仲介事業者との契約日	年	月	日
資金調達期間	年	月	日（日間）
資金調達の実績	支援目標額(A)	調達額(B)	達成率(B/A*100)
	円	円	%
CF仲介事業者に支払う手数料率	%		
CF仲介事業者に支払う手数料	円		
手数料支払日	年	月	日
プロジェクト着手日	年	月	日
プロジェクトの概要・実施状況 （目的・内容・スケジュール・進捗等）			